

〔論 説〕

## ADR における弁護士役割

— 実証研究の結果から —

石 田 京 子

- I はじめに
- II ADR 利用者調査に見る利用者の概観
  - 1 当事者の属性, 紛争の概要, ADR を選択した理由
  - 2 どのような利用者が弁護士を利用しているか
- III 弁護士代理人は利用者にとってどのような変化をもたらしたのか
  - 1 ADR の結果の比較
  - 2 ADR 手続評価の比較
- IV 調査結果に見る弁護士の役割と課題
  - 1 ADR 手続の代理人としての弁護士の役割
  - 2 ADR 利用促進における弁護士の課題
- V まとめ

## I はじめに

本論文では、2014年から2016年にかけて実施された、ADR利用者を対象とした実証研究の分析結果から、ADRにおける弁護士の役割を検討する<sup>1)</sup>。周知のとおり、2001年に公表された司法制度改革意見書において、ADRの拡充・活性化が提言され<sup>2)</sup>、これを受けて2004年には、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）（以下、「ADR法」という）が制定された。ADR法では、民間ADR団体に対する認証手続（5条～13条）が規定され、裁判所調停や行政型ADRに加えて、民間によるADRの利用促進が企図された<sup>3)</sup>。もともと、ADR法制定から15年が経過した今日においても、民間ADRは活発

<sup>1)</sup> 本研究は、日本学術振興会の研究費補助金（科学研究費補助金「裁判外紛争解決手続の実証研究：ADRをめぐる政策提言のための実証的基盤の構築」（基盤研究（A）、2013年度～2016年度、課題番号：25245002、研究代表者：太田勝造東京大学教授（当時））および公益財団法人日弁連法務研究財団の研究助成（研究番号114「利用者からみたADRの現状と課題」、研究代表者：太田勝造東京大学教授（当時））を受けて、ADR調査研究会が実施したものである。ADR調査研究会のメンバーは以下のとおりである（肩書は研究会設置時点のもの）。研究代表者：太田勝造（東京大学教授）、研究分担者：石田京子（早稲田大学准教授）、今在慶一郎（北海道教育大学准教授）、入江秀晃（九州大学教授）、河上正二（東京大学教授）、垣内秀介（東京大学教授）、菱田雄郷（東京大学教授）、ダニエル・H・フット（東京大学教授）、前田智彦（名城大学教授）、研究協力者：今在景子（元名古屋大学講師）

本研究全体の報告書は、太田勝造・垣内秀介編、ADR調査研究会著「利用者からみたADRの現状と課題」法と実務14号75頁以下（2018年）（以下、「報告書」という）で公表されている。

<sup>2)</sup> 同意見書では、ADRについて次のように述べられている。

我が国におけるADRとしては、裁判所による調停手続、また裁判所外では、行政機関、民間団体、弁護士会などの運営主体による仲裁、調停、あっせん、相談など多様な形態が存在する。しかしながら、現状においては、一部の機関を除いて、必ずしも十分に機能しているとは言えない。一方、経済活動のグローバル化・情報化に伴い、国際商事紛争を迅速に解決する仕組みの整備について国際連合等において検討が進められ、また、諸外国においては、競争的環境の下で民間ビジネス型のADRが発展するなど新たな動向を示しており、我が国としても早急な取組が求められている。

こうした状況を踏まえ、国民がより利用しやすい司法を実現するためには、まず司法の中核たる裁判機能について、これを拡充し、国民にとって一層利用しやすくしていくことに格別の努力を傾注すべきことは当然であるが、これに加えて、ADRが、国民にとって裁判と並ぶ魅力的な選択肢となるよう、その拡充、活性化を図っていくべきである。

司法制度改革審議会意見書（平成13年6月12日）

<<https://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/report/ikensyo/index.html>>（2019年8月1日最終アクセス）。

<sup>3)</sup> ADR法における認証制度の概要については、山本和彦=山田文著『ADR仲裁法』（日本評論社、第2版、2015年）250頁以下参照。

に利用されているとは言い難い状況にある<sup>4)</sup>。ADR 調査研究会では、この不振の原因と改善策を実証的に見出すことを目的として、調査協力依頼に応じてくれた弁護士会系 ADR、日弁連交通事故相談センターの利用者に対する質問票調査と、一般人の紛争経験や ADR に対する認識を調査する二つのインターネット調査を実施した<sup>5)</sup>。

本論文では、この ADR 調査研究会が実施した調査のうち、弁護士会系 ADR の利用者調査の結果をさらに分析し、ADR 手続に弁護士が代理人として携わることの意義について検討する。民間 ADR の不振のゆえか、司法制度改革以降、弁護士に対する様々な実証研究が行われているにもかかわらず、ADR に携わる弁護士の役割に着眼した研究はあまり見られない。弁護士会系 ADR では年間で約 1000 件の紛争を受理しているところ、本調査では、2014 年から 2016 年の調査期間中に 11 の弁護士会系 ADR 利用者から 199 件の回答を得た。年間受理件数からすると決して少なくないサンプル数を得た本調査結果のさらなる分析により、ADR 手続において弁護士が代理人として関与することでどのような効果が期待できるのかを検討し、利用者の視点から ADR 手続の代理人としての弁護士の役割について検討を試みる。

## II ADR 利用者調査に見る利用者の概観

### 1 当事者の属性、紛争の概要、ADR への期待

弁護士利用に関する分析に入る前に、調査票に回答した利用者全体について概観する。表 1 は、回答者の主な属性を示したものである。回答者の性別では、男性がやや多く、申立人・被申立人では申立人が 64%を占めている。また、年齢層で見ると、40～59 歳が最も多い。世帯年収にはばらつきが見られた。

---

<sup>4)</sup> 例えば、平成 29 年度司法統計によれば、2017 年度に簡易裁判所には 336,383 件、地方裁判所には 146,679 件の通常訴訟が持ち込まれているのに対して、同年度、民間 ADR でもっとも利用されている、各弁護士会の紛争解決センターで受理した紛争は 990 件、公益財団法人日弁連交通事故相談センターで示談あっせんとして受理した紛争は 979 件である。日本弁護士連合会編著『弁護士白書 2018 年版』（日本弁護士連合会、2018 年）213 頁。

<sup>5)</sup> 調査の概要については、前掲注 1 の報告書 80-86 頁参照。

表1 回答者の主な属性

	性別		申立人/被申立人		年齢		
	男性	女性	申立人	被申立人	～39歳	40～59歳	60歳以上
N	108	87	121	68	43	89	62
%	55.4%	44.6%	64.0%	36.0%	22.2%	45.9%	32.0%
	世帯年収						
	250万 円未満	250～ 500万円	500～750 万円未満	750～1000 万円未満	1000万 以上		
N	36	40	32	14	24		
%	24.7%	27.4%	21.9%	9.6%	16.4%		

調査票では、紛争の内容についてたずねているが、これをまとめたのが表2である。該当者が10名を超えた事件類型としては、医療事故、建築工事、(医療事故・交通事故以外の)肉体的精神的損害、職場に関する問題、相続に関する問題、借地借家に関する問題、(1～5として列挙されているもの以外の)契約に関する問題があった。各地の弁護士会が主催するADRに、様々な問題が持ち込まれていることがわかる。

表2 事件類型

	該当		該当
1.不動産の売買に関する問題	N 7	8.医療事故	N 37
	% 3.6%		% 19.1%
2.借地借家に関する問題	N 17	9.7・8以外の精神的・肉体的な損害	N 24
	% 8.8%		% 12.4%
3.建築工事に関する問題	N 31	10.夫婦間の問題	N 5
	% 16.0%		% 2.6%
4.お金の貸し借りに関する問題	N 5	11.相続問題	N 12
	% 2.6%		% 6.2%
5.金融商品に関する問題	N 2	12.職場に関する問題	N 12
	% 1.0%		% 6.2%
6.1～5以外の契約に関する問題	N 11	13.隣近所との問題	N 7
	% 5.7%		% 3.6%
7.交通事故	N 9	14.その他, 1～13以外の問題	N 35
	% 4.6%		% 18.0%

図1は、ADR手続に期待した事項をたずねた問いへの回答を、肯定的回答が多かった項目から順に並べ替えたものである。調査票では、1(期待した)から5

(期待しなかった)でたずねていたが、各項目への回答の平均値の小さい順で並べ替えている。最も肯定的回答が多かったのは、「早期解決」であり、次いで「専門家に解決してもらうこと」、「自分の権利を守ること」が続いた。しばしばADRの利点として円満な解決が挙げられるが、相手方との関係修復を期待したと答えた回答は最も少なかった。一方、相手方をこらしめることを期待した回答者も二番目に少なかった。関係修復や報復など相手方との関係における期待よりは、問題を早期に、専門家によって解決することについての期待を肯定する利用者が多かったようである。

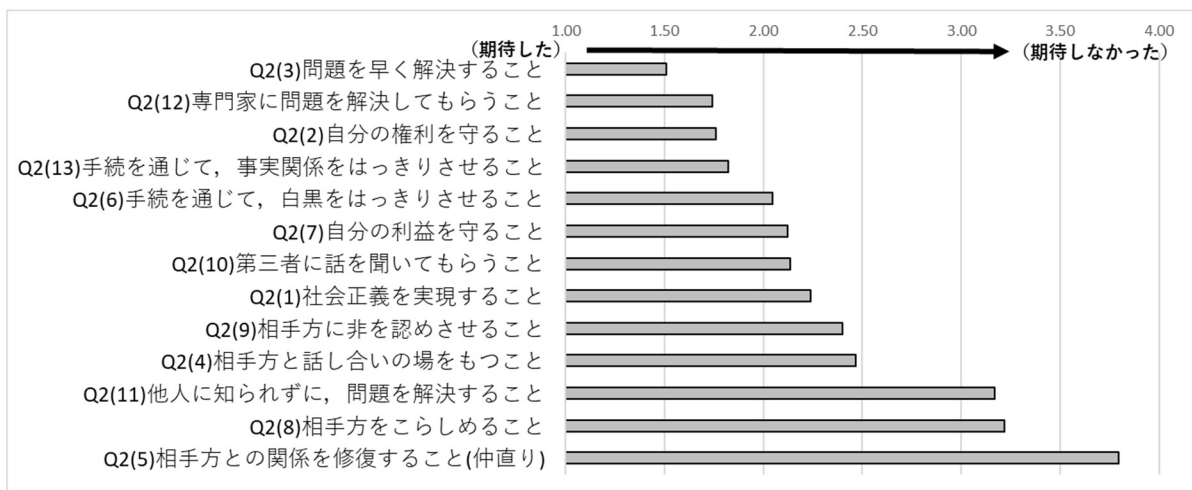


図1 ADRに期待したこと

## 2 どのような利用者が弁護士代理を利用しているか

では、どのような利用者が弁護士に代理を依頼しているのだろうか。サンプル全体のうち、弁護士に手続代理を依頼したと回答した者(以下、「弁護士代理利用者」という)は、111名(58.4%)であった<sup>6)</sup>。全体の約6割が弁護士に代理を依頼していたことになる。表1、表2で挙げた回答者の各属性と事件類型について、弁護士代理の有無と関係があるかどうか分析を行ったところ、39歳までの年齢層では、73.8%が弁護士代理を利用しており、若い層で弁護士代理を利用する傾向が10%水準ではあるものの、統計的に有意に認められた(カイ二乗検定,  $p < 0.1$ )。

<sup>6)</sup> 「弁護士以外の専門家に手続代理を引き受けてもらった」と回答した者も12名いた。本論文では、弁護士が代理人としてADR手続に関与する意義を検討するため、これら12の回答も、「弁護士に代理を依頼しなかった」グループに参入して分析する。

もつとも、性別、世帯年収と弁護士代理の有無との間に有意な関係は認められなかった。また、事件類型についても、特定の事件類型について、弁護士代理が有意に多いという結果は認められず、ADRへの期待についても、特定の期待を持った者が弁護士に代理を依頼しているという関係は認められなかった。つまり、39歳までの比較的若い年代に弁護士代理利用者が多いという傾向が認められた以外には、特定の属性、事件類型に弁護士代理の利用が偏っているという傾向は確認されなかった。

もつとも、どのようにしてADRを利用するに至ったかについては、弁護士代理利用者には明確な特徴があった。弁護士代理利用者のうち、事前に弁護士に相談した者は72.6%、弁護士にADR手続の利用を勧められた者は67.2%であり、いずれも弁護士代理を利用していない回答者と比較して有意に高い割合であった(カイニ乗検定,  $p < .01$ )。すなわち、ADR手続において弁護士による手続代理を利用するにあたっては、弁護士による法律相談、そしてADR手続の推奨という形で、弁護士が大きな役割を果たしていることがうかがえる<sup>7)</sup>。

### Ⅲ 弁護士利用は利用者にどのような変化をもたらしたのか

#### 1 結果の比較

では、弁護士代理を利用した約6割の回答者とそれ以外で、ADR手続の結果にはどのような違いがあったのだろうか。回答者のうち、82.4% (N=151) が手続を和解の成立により終えている。次いで手続の打ち切りが7% (N=14)、機関による裁定が4.5% (N=9)、取り下げが3% (N=6)、その他が2% (N=4)であった。このADR手続の終わり方に、弁護士の代理人の有無で差はない。では、結果の自身はどうだろうか。表3は、「Q20(1)手続の結果は、あなたにとって有利でしたか、不利でしたか。」という問いへの回答を弁護士代理の有無別に示したクロス表である。調査票では、5件法(1「有利だった」、2「どちらかといえば有利だった」、3「どちらともいえない」、4「どちらかといえば不利だった」、5「不利だ

<sup>7)</sup> 垣内秀介「ADR手続の認知と利用への経緯」報告書87頁以下においても、ADR申立人について、紛争に直面する前からADR手続を認知していなかった者がADR手続を申し立てるにあたっては、弁護士が重要な役割を果たしていることが指摘されている。

った) でたずねているが、ここでは3件法にまとめている。

表3 弁護士代理の有無と結果の有利・不利のクロス表

	Q20(1)結果の有利・不利			合計
	有利だった	どちらともいえない	不利だった	
弁護士代理あり	26.0%	41.6%	32.5%	100.0%
弁護士代理なし	30.9%	37.3%	31.8%	100.0%
合計	28.9%	39.0%	32.1%	100.0%

弁護士代理利用者グループも、弁護士代理を利用していないグループも、いずれも約3割が「有利だった」、約4割が「どちらともいえない」、残り約3割が「不利だった」と回答しており、弁護士代理の有無別で統計的に有意な差は存在しない。つまり、弁護士代理利用者の方が、(回答者の主観として)有利な結果で終わっているという結果は認められなかった。弁護士の代理人としての関与の有無にかかわらず、ADR手続は落ち着くべきところに落ち着く、ということなのだろうか。もしもそうだとしたら、ADR手続において弁護士を代理人として依頼する意義はどこにあるのだろうか。

## 2 ADR手続の評価の比較

### (1) 弁護士代理の有無により手続評価はどのように異なるか

調査票では、「(1)手続の進め方」、「(2)手続担当者」、「(3)手続の結果」、「(4)手続全体」の満足度(Q14)、「(1)自分の側の立場を十分に主張できたか」、「(2)相手方の主張について十分に理解できたか」、「(3)手続はわかりやすかったか」、「(4)手続の中で相手方と十分に話し合えたか」、「(5)手続の進め方は公正・公平だったか」、「(6)手続の進み方は時間的に効率的だったか」という手続の印象の評価(Q15)、そして「(1)手続の結果は有利だったか、不利だったか」、「(2)手続の結果は正当だったか、不当だったか」、「(3)手続の結果は法律上の権利・義務を踏まえたものだったか」、「(4)手続の結果は問題の実情を踏まえたものだったか」という結果の評価(Q20)をたずねている。これらの評価項目については、類似の質問項目を民事訴訟の利用者にたずねたものと比較して、概ね高評価であっ

たことは別稿で指摘した<sup>8)</sup>。

加えて、これらの評価項目においては、代理人の有無により統計的に有意な差の認められるものがあつた。表4は、有意差が認められた質問項目について、その結果を示したものである。(表3と同様、5件法を3件法で表記している。)

表4 弁護士代理の有無とADR手続評価のクロス表

	Q14(3)手続の結果について*			Q15(2)相手方の主張を理解できた*			Q15(4)相手方との話し合いができた*		
	満足している	どちらともいえない	満足していない	そう思う	どちらともいえない	そう思わない	そう思う	どちらともいえない	そう思わない
弁護士の代理人あり	58.3%	12.0%	29.6%	39.4%	19.2%	41.3%	26.2%	32.0%	41.7%
弁護士の代理人なし	38.7%	18.7%	42.7%	23.0%	14.9%	62.2%	20.8%	18.1%	61.1%
	Q20(2)結果は正当・不当である*			Q20(3)結果は法律上の権利・義務を踏まえている*			/		
	正当だった	どちらともいえない	不当だった	そう思う	どちらともいえない	そう思わない			
弁護士の代理人あり	56.1%	22.4%	21.5%	63.1%	22.3%	14.6%			
弁護士の代理人なし	34.6%	38.5%	26.9%	44.0%	28.0%	28.0%			

(\*: カイニ乗検定、 $p < .05$ )

まず、手続の結果についての満足、正当・不当の評価、法律上の権利義務を踏まえているかの評価について、いずれも弁護士代理利用者グループの方が肯定的な評価が有意に多かった。弁護士が代理人についたことで、結果に対する納得感や、法的な正当性ないし妥当性についての肯定感が高まったのではなかろうか。

加えて、手続評価については、相手方の主張について十分に理解できたか、手続の中で相手方と十分に話し合えたか、の2項目について、弁護士代理利用者グループの方が肯定的な回答が多かった。ADR手続を利用するにあたり、話し合いの場を持つことや、関係修復への期待の高さは、弁護士代理利用者グループとそれ以外のグループとの間で差はないものの、結果としては、前者の方が手続を通じて相手方の主張をより理解でき、十分に話し合えたと考えているようである。ADR手続における代理人の存在は、対立する相手方とのコミュニケーション

<sup>8)</sup> 石田京子「ADR手続における満足の規定因の検討」報告書152頁以下参照。民事訴訟手続とADR手続におけるこのような差が生じることの一つの大きな原因としては、民事訴訟では被告は訴訟を提起されれば、好むと好まざるとにかかわらず、対応を迫られることになるが、ADR手続は開始の前提として、両当事者の手続利用への合意があることが挙げられるであろう。



ョン促進にも寄与しているようである。

## (2)不利な結果を得た者の評価

既に述べた通り、結果の満足度は概して高い傾向にあるが、結果の有利不利評価と、満足度評価との間には、有意な関係がある。表5は、結果評価と満足度評価のクロス分析の結果である。（表3と同様、5件法を3件法表記。）有利な結果を得たと認識した者が、手続についてより満足を感じることは想像に難くない。実際、手続の進め方、手続担当者、手続結果、手続全体の4項目すべてにおいて、結果が有利だったと回答した者の方が、満足度も有意に高い傾向が認められた。もっとも、ここで注視すべきは、「結果は自分にとって不利であった」と回答した者の中にも、各評価項目について「満足している」と回答した回答者が少なからず存在したことであろう。不利な結果を受けてもなお、手続に満足を感じる回答者の割合は、代理人の有無によって異なるだろうか。

表5 結果評価と満足度評価のクロス表

	Q14(1)手続の進め方**			Q14(2)手続担当者**		
	満足している	どちらともいえない	満足していない	満足している	どちらともいえない	満足していない
結果は有利だった	85.5%	9.1%	5.5%	85.7%	8.9%	5.4%
どちらともいえない	62.2%	24.3%	13.5%	69.4%	16.7%	13.9%
結果不利だった	37.3%	25.4%	37.3%	53.3%	13.3%	33.3%
	Q14(3)手続の結果**			Q14(4)今回の手続全体**		
	満足している	どちらともいえない	満足していない	満足している	どちらともいえない	満足していない
結果は有利だった	80.4%	12.5%	7.1%	89.1%	7.3%	3.6%
どちらともいえない	47.9%	19.2%	32.9%	58.3%	22.2%	19.4%
結果不利だった	23.3%	11.7%	65.0%	31.7%	16.7%	51.7%

(\*\*: カイ二乗検定、 $p < .01$ )

表6は、不利な結果を得たと回答した回答者のみを抽出して、満足度評価について、弁護士代理の有無別でクロス分析したものである。（表3と同様、5件法を3件法表記。）4項目すべてにおいて、弁護士代理利用者グループの方が、満足度が高く、さらに「手続の結果」、「手続全体」への満足については、統計的に有意な差が認められた。特筆すべきは、不利な結果を得たと考えてもなお、弁護士代理利用者グループでは、手続全体について45.5%の回答者が満足していると回答したことであろう。やはり、弁護士の代理人は、ADR手続の結果というよりはむしろ、利用者である依頼者の満足（または納得）に大きな影響を与えているようである。

表6 不利な結果を得た回答者の弁護士代理人有無別満足度評価クロス表

	Q14(1)手続の進め方について			Q14(2)手続担当者について		
	満足している	どちらともいえない	満足していない	満足している	どちらともいえない	満足していない
弁護士代理あり	43.8%	25.0%	31.3%	57.6%	15.2%	27.3%
弁護士代理なし	26.1%	30.4%	43.5%	47.8%	13.0%	39.1%
	Q14(3)手続の結果について†			Q14(4)今回の手続全体について*		
	満足している	どちらともいえない	満足していない	満足している	どちらともいえない	満足していない
弁護士代理あり	36.4%	9.1%	54.5%	45.5%	9.1%	45.5%
弁護士代理なし	8.7%	17.4%	73.9%	13.0%	26.1%	60.9%

(† : Fisherの直接法、p<.1, \* : Fisherの直接法、p<.05)

今回の調査では、利用者からみた代理人の評価はたずねていない。そこで、代理人のどのような行為をもって、利用者が満足を感じたのかは直接的には定かではない。しかし、表7に示す通り、結果が不利であったと回答した回答者を抽出した、弁護士代理の有無別にみた結果の評価においても、結果の正当・不当、結果が法律上の権利義務に則したものであったかどうかについては、弁護士代理利用者グループの方が肯定的な回答が多く、法律上の権利義務については統計的に有意な差が認められた。

表7 不利な結果を得た回答者の弁護士代理人有無別結果評価クロス表

	Q20(2)正当・不当			Q20(3)法律上の権利・義務*			Q20(4)問題の実情		
	正当だった	どちらともいえない	不当だった	そう思う	どちらともいえない	そう思わない	そう思う	どちらともいえない	そう思わない
弁護士代理あり	20.6%	23.5%	55.9%	30.3%	36.4%	33.3%	18.2%	30.3%	51.5%
弁護士代理なし	4.0%	20.0%	76.0%	13.0%	8.7%	78.3%	20.0%	12.0%	68.0%

(\* : Fisherの直接法、p<.05)

不利な結果を得たと考えてもなお、ADR 手続利用について満足であったと答える背景事情の一つとして、弁護士である代理人が、結果の内容が不利であったとしても法律上の権利・義務を踏まえたものであると納得させることに貢献していることがあるのではなかろうか。

## V 検討：調査結果に見る弁護士の役割と課題

### 1 ADR 手続の代理人としての弁護士の役割

ここまで、弁護士会系 ADR 利用者の調査票の分析結果から、代理人として ADR に携わる弁護士の意義について検討してきた。分析によって確認された主要な知見は、以下の通りである。

- ① 弁護士代理利用者は、30 歳代までの若い層に多いことは認められたが、それ以外の当事者属性や事件類型への偏りは見られなかった。
- ② 弁護士代理利用者であるかどうかと、結果の有利不利には有意な関連性は認められなかった。すなわち、弁護士が ADR 手続の代理人を務めていることによって利用者がより有利な結果を得ていたと推測することはできない。
- ③ 弁護士代理利用者の方が、ADR 利用における満足度、手続の印象、結果の評価について肯定的な回答が多かった。特に、代理人である弁護士が、結果の正当性や法的妥当性についての肯定感と、相手方とのコミュニケーション促進に寄与していたことがうかがわれた。
- ④ 不利な結果を得た利用者の中では、弁護士代理利用者の方が ADR 手続利用についての満足度が高い。さらに、結果が法律上の権利義務を踏まえたものであるとする評価も多かった。代理人である弁護士は、不利な結果を得た依頼者に対して、その結果を受け入れさせる機能を果たしているようである。

これらの発見からは、代理人としての弁護士が、相手方とのコミュニケーションを促進し、結果に対する法的信頼性を高め、もって依頼者である ADR 手続利用者の当該手続利用についての満足度を上げる効果を有していたといえる。ADR 法はその理念について、「裁判外紛争解決手続は、法による紛争の解決のための手続として、紛争の当事者の自主的な紛争解決の努力を尊重しつつ、公正かつ適正に実施され、かつ、専門的な知見を反映して紛争の実情に即した迅速な解決を図るものでなければならない」（ADR 法 3 条）と定めるが、今回の実証研究の結果からは、代理人としての弁護士が、まさにこの理念に資する機能を果たしていたことが確認されたと言えよう。依頼者に寄り添いつつ、相手方との対話を促進し、法的に適切な結果を導き、かつその結果を依頼者に納得させ

る（＝受け入れさせる）ことが、ADRにおける代理人としての弁護士の役割ではなかろうか<sup>9)</sup>。

## 2 ADR 利用促進における弁護士の課題

実証研究の結果からは、ADR 手続についても、また、ADR 手続に代理人として関与する弁護士の効果についても、肯定的な結果が出ている。利用者はADR 手続実施者を含め、ADR 手続に満足しており、また、弁護士が代理人として関与した場合には、手続の評価はさらに肯定的であった。課題は、ADR 手続内部よりもむしろ、ADR 手続への道筋にありそうである。既に述べた通り、民間型ADR はADR 法施行15年が経過した今日においても、活発に利用されているとは言い難い状況にある。そして、今回の調査結果では、弁護士に代理人を依頼した利用者がADR に辿り着くにあたって、弁護士が法律相談やADR 利用の推奨により大きな役割を果たしていることが分かった。すなわち、ADR 手続へのアクセスにおいて、弁護士は重大な役割を負っているのである。

ADR 調査研究会が実施した一般人向けのインターネット調査（2016年実施、サンプル数2000）においては、過去5年間にもめごとに遭遇した経験があると回答した回答者は18.6%（N=372）であった<sup>10)</sup>。このうち、もめごとについて弁護士に相談した回答者は38.2%（N=142）おり、弁護士に相談した回答者のうち69.7%（N=99）は弁護士に事件を依頼している。もっとも、もめごとに直面した者のうち、ADR を利用したと答えた回答者は4.8%（N=18）に過ぎなかった。そして、弁護士に依頼していたのは9名のみであった。

加えて、同じインターネット調査でADR の認知度についてたずねたところ、80.6%（N=1611）がADR という言葉を全く知らなかった。一方で、ADR という言葉を少しでも知っている者についてそのイメージをたずねたところ、ADR のイメージはそれほど悪くなかった（むしろ肯定的なイメージを持つ回答者が多かった）。すなわち、単純に、ADR は知られていないことがあまり利用されないことの主

<sup>9)</sup> 大澤恒夫「弁護士業務と調停」仲裁とADR 第7号25頁では、調停において「対話を通じた納得のゆく解決という内在的価値」が存在するとして、調停における弁護士の対話促進の役割を指摘する。まさに本稿において発見した弁護士の役割も、大澤論文の論旨と合致するものである。

<sup>10)</sup> インターネット調査の概要については、石田京子「一般市民向けインターネット調査の概要と主要な結果」報告書224頁以下参照。

要な原因であることがうかがわれた<sup>11)</sup>。

一般人は、法的なもめごとが発生すると、その解決機関としては裁判所を最初に想起する。そして、今日では弁護士人口が増加したこともあり、弁護士に相談を試みる者が増えている<sup>12)</sup>。相談を受けた弁護士が、ADR 手続に相応しい事件について、適時に ADR 手続を紹介し、必要に応じて引き続き支援することが、ADR 手続の利用促進においては最も効果的と考える<sup>13)</sup>。

重要なことは、ADR 手続が、不利な結果に終わる当事者にとっても、相手方との対話を通じて、結果を受け入れやすい環境を創ることのできる、優れた紛争解決手続となり得ること、そして、その環境の整備に、弁護士が重要な役割を担うことができることを、弁護士自身が認識することであろう。弁護士の使命は、基本的人権の擁護と社会正義の実現であるが（弁護士法1条）、公共財である ADR 手続がより活発に利用され、円満に紛争を解決できる当事者が増えることは紛れもなく社会正義に資することである。

## VI まとめ

本稿では、弁護士会系 ADR の利用者調査の結果から、ADR 手続に代理人として関与する弁護士の意義について論じた。自明のことであるが、すべての紛争が ADR 手続に適するものではなく、また、ADR 手続にかかる全ての事件において、弁護士の代理人が求められるわけではなかろう。それでもなお、実証研究の結果からは、弁護士の代理人が、当事者の結果の満足（納得）に大きな寄与を果たしていること、特に、不利な結果を得てもなお、ADR 手続に満足を覚えることが示され、このことから、弁護士の代理人が ADR 手続において重要な役割

<sup>11)</sup> 石田・前掲注10) 237頁。

<sup>12)</sup> もっとも、この段階において既に一般人は多くの心理的・物理的ハードルを抱えていることが少なくない。法律相談の利用者が、いかにしてその法律相談にアクセスし、その後、弁護士への依頼に至ったかを実証的に検討した文献としては、石田京子「法律相談者の弁護士利用に関するプロセス的検討—法律相談者追跡調査のデータから」『法の経験的社会科学の確立に向けて』村山眞維先生古稀記念論文集（信山社、2019年）215頁以下参照。

<sup>13)</sup> 前田智彦「当事者の弁護士利用と期日運営の概要—迅速な解決、情報源としての弁護士の重要性、そして別席調停」報告書122頁以下でも、弁護士会系 ADR のアクセスに、弁護士による情報提供が重要な役割を果たしていることが指摘されている。

を果たしていることが確認された。決して活発に利用されているとは言い難い民間 ADR であるが、その手続の価値、そこにおける弁護士が存在意義を今一度弁護士自身が認識することによって、ADR 手続が新たな法的マーケットとなることはあり得ないだろうか。実務家の創意工夫に期待したい。